

## 「商法改正への対応に関するアンケート」集計結果

～ 第2回 Net アンケート ～

社団法人日本監査役協会では、4月1日に施行された委員会等設置会社等を認める商法抜本改正、及び昨年5月1日に施行された企業統治に関する商法等改正への企業の対応動向について、会員会社を対象にアンケート調査を実施しました。(回答総数 1,194社) 商法改正への対応に関するインターネットを使用した調査は、昨年4月に引き続き今回は第2回目となります。

今回は商法抜本改正法施行直後の調査であり、6月総会を前に大手の会社が相次いで委員会制等設置会社への移行を表明する中で、多くの会社がどのような方向で対応を考えているのか、注目されましたが、結果は委員会等設置会社へ移行するとした会社は1.3%、移行検討中とする会社1.2%を含めても2.5%に留まり、83.5%の会社が移行の予定なしとなっております。(昨年4月の調査ではわからない又は無回答のものが約5割ありましたが今回はわからないとした回答は13.9%に減少しております。)(質問1)

しかしながら、移行しないとした会社の多くにおいては執行役員制度の導入や社外監査役の増員等の制度改善が検討されていることがわかりました。(質問3)

また、昨年施行の企業統治等に関する商法改正による取締役・監査役の責任軽減の定款変更を行うとした会社は12.5%ありましたが、加えて今後変更を検討するとした会社が14.9%あり、施行後一年を経て制度が徐々に受け入れられてきている傾向が窺えます。(質問6) また、同改正により強化された監査役の権限が実際にどう行使されているかという点については、監査役選任等監査役人事に関する各権限が5%～7%の会社で実際に行使されていることもわかりました。(質問7)

当協会では、商法改正に関する各社の実務対応及び制度選択等の状況を把握するために、補欠監査役制度の取り込み状況調査も含め今後も同様のアンケート調査を実施していく予定です。

1) 委員会等設置会社へ移行するとした会社は1.3%、検討中とする会社1.2%と合せて2.5%、一方移行せずとして監査役制度を選択する会社は83.5%となった。

; 前回のアンケートにおいて、50.8%を占めていた「わからない(無回答含む)」の比率が14.7%と大幅に減少。(質問1)

2) 移行せずとした会社がその理由として「現行制度の中での取締役会改革により効率性や健全性の改善が可能」を挙げる会社が44.0%に上った。

; 移行せずとした会社の44%が、「取締役会改革による効率性や健全性の改善」を重視している。(質問2) また監査役制度を採用している会社の29.5%が執行役員制度の

導入、16.8%が社外監査役の増員を予定している。(質問3)

3) 取締役/監査役の責任軽減のための定款変更を行った会社 8.8%、直近の総会で変更を予定する会社は 3.7%、合せて 12.5%であるが、今後変更を検討するとする会社が 14.9%あり、制度が徐々に浸透しているように思われる。(質問6)

;「わからない」と意思決定を留保していた会社は昨年調査では約4割あったが今回は14.7%に減少。

4) 同意権を背景に(不同意により)監査役会の意見を通した 7.1% (上場会社 7.8%)

;同意権を背景に(不同意により)監査役会の意見を通した会社が上場会社において7.8%あった。提案請求権、議題提案権を含め、強化された監査役人事に関する権限を監査役がしっかりと行使していることが窺える

## 「商法改正への対応に関するアンケート」集計結果

### 調査概要

#### 1) 調査の目的

；「商法等の一部を改正する法律（商法抜本改正）」及び「企業統治に関する商法等改正」施行後の企業対応に関する動向調査。

#### 2) 調査方法

；調査地域...全国  
調査対象...日本監査役協会会員会社及び個人会員  
調査方法...協会 HP への記名書込  
調査期間...2003年4月16日～4月30日  
調査機関...日本監査役協会事務局企画部

#### 3) 調査回答社数

；回答社総数.....1194社（前回調査 1076社）  
（内）上場会社..... 766社（64.2%）（前回調査 736社/68.4%）  
〃 非上場会社... 428社（35.8%）（前回調査 340社/31.6%）  
\* 上場会社の内訳は、東証一部 462社（38.7%）、東証二部 111社（9.3%）、その他上場 193社（16.2%）

#### < 回答会社分析 >

・決算月別回答分類  
； 3月決算...948社（79.4%）  
12月決算... 83社（ 7.0%）  
2月決算... 51社（ 4.3%）

・商法特例法別分類  
； 大会社...1054社（88.3%）  
中会社... 61社（ 5.1%）  
小会社... 12社（ 1.0%）  
無回答... 67社（ 5.6%）

・製造/非製造業別分類  
； 製造業... 519社（43.5%）  
非製造業... 590社（49.4%）  
無回答... 85社（ 7.1%）

## 商法改正への対応に関するアンケート

### < 質問1 >

4月1日より施行された商法改正について質問します。あなたの会社は、委員会等設置会社への移行の予定がありますか？

	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
移行する	16(4)	1.3	13(2)	1.7	3(2)	0.7
検討中	14	1.2	11	1.4	3	0.7
移行予定なし	995(525)	<b>83.5</b>	632(359)	<b>82.6</b>	363(166)	<b>85.2</b>
わからない	166(547)	13.9	109(375)	14.2	57(172)	13.4
合計	1191社	100.0	765社	100.0	426社	100.0

\* 括弧内は前年調査の会社数(計1076社分)

- ・「わからない(無回答含む)」の比率が前回アンケート(50.8%)に比べ大幅にダウンした。

### < 質問2 >

委員会等設置会社への移行する/しない判断理由についてお尋ねします。あなたの会社は、次のどの理由で移行の判断する/しないの判断をされますか？< 質問1 >での回答をもとにご記入下さい(複数回答可)

= 委員会等設置会社移行を選択する/した会社のみ の回答 =

理由	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
経営効率の向上	12	<b>40.0</b>	9	37.5	3	<b>50.0</b>
経営の透明性向上	11	36.7	10	<b>41.7</b>	1	16.7
経営の健全性向上	7	23.3	5	20.8	2	33.3
海外投資家及び株主から理解され易い	10	33.3	8	33.3	2	33.3
米国等海外市場に既上場もしくは上場検討中	4	13.3	3	12.5	1	16.7
親会社との制度統一	11	36.7	8	33.3	3	<b>50.0</b>
監査役制度の機能(機能しないから)	1	3.3	1	4.2	0	0.0
その他	6	20.0	4	16.7	2	3.3

\* 上場会社24社、非上場会社6社、合計30社が複数回答。

- ・合計では「経営効率の向上」が最も高いが、上場会社と非上場会社との間に開きが見られる。上場会社は「経営の透明性」を最も重視しているが、非上場会社は「親会社との制度統一」、「経営効率の向上」が高い。非上場の回答会社には子会社・関連会社が多く、親会社との制度的調整をはかっている模様。

= 委員会等設置会社への移行を選択しない会社(監査役制度選択)のみの回答 =

理由	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
現行制度が日本の社会風土にマッチしている	313	31.5	226	35.8	87	24.0
現行制度の中で取締役会改革により透明性の改善が可能	240	24.1	185	29.3	55	15.2
現行制度の中で取締役会改革により効率性や健全性の改善が可能	438	<b>44.0</b>	329	<b>52.1</b>	109	30.0
国内投資家の確保が困難	2	0.2	2	0.3	0	0.0
社外取締役の確保が困難	133	13.4	106	16.8	27	7.4
親会社との制度統一	208	20.9	58	9.2	150	<b>41.3</b>
監査役制度の機能(機能しているから)	426	42.8	307	48.6	119	32.8
その他	121	12.2	68	10.8	53	14.6

\* 上場会社 632 社、非上場会社 363 社、合計 995 社が複数回答。

・「取締役会改革による効率性や健全性の改善」を行う会社が多い。非上場の回答会社には会社・関連会社が多く、上記同様に、親会社との制度的調整をはかっている模様。

### < 質問 3 >

御社の対応についてお尋ねします。以下の項目にある制度及び方針を採用する予定はありますか？(複数回答可)

= 委員会等設置会社移行を選択する/した会社のみ回答 =

項目	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
社外取締役を増員する/した	13	<b>81.3</b>	12	<b>92.3</b>	1	33.3
社外取締役選任に当たっては独立性を重視する	10	62.5	8	61.5	2	<b>66.7</b>
代表取締役社長と取締役会議長は兼任しない	7	43.8	7	53.8	0	0.0

\* 上場会社 13 社、非上場会社 3 社、計 16 社が複数回答。

= 委員会等設置会社への移行を選択しない会社(監査役制度)のみ回答 =

項目	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
任意機関として指名委員会を導入する/した	23	2.3	19	3.0	4	1.1
任意機関として報酬委員会を導入する/した	40	4.0	31	4.9	9	2.5
任意機関としてアド・バ・ザ・リポートを導入する/した	50	5.0	38	6.0	12	3.3
執行役員制度を導入する/した	294	<b>29.5</b>	216	<b>34.2</b>	78	<b>21.5</b>
社外監査役を増員する/した	167	16.8	130	20.6	37	10.2
社外取締役を増員する/した	54	5.4	43	6.8	11	3.0
みなし大会社の適用を受ける/受けた	9	0.9	4	0.6	5	1.4
重要財産委員会を導入する/した	2	0.2	0	0.0	2	0.6

\* 上場会社 632 社、非上場会社 363 社、計 995 社が複数回答。

- ・ < 問 2 > において監査役制度を採用している会社の多くが、「取締役会改革による効率性や健全性の改善」の可能性を選択の判断理由としている。上記の表からその際の改善策として、執行役員の導入と社外監査役を増員を考えている会社が多いことが伺われる。

#### < 質問 4 >

制度選択のポイントとなる項目は、次の内のどれになりますか？(複数回答可)

< 質問 1 > の問いで、「わからない」(回答 4) と答えた方のみ回答

項目	合計		上場合計		非上場合計	
	回答	%	回答	%	回答	%
経営効率の向上	87	<b>52.4</b>	58	53.2	29	50.9
取締役会改革との兼合い	81	48.8	62	<b>56.9</b>	19	33.3
投資家及び株主からの理解を得易いかどうか	31	18.7	23	21.1	8	14.0
米国等海外市場への上場もしくは上場検討	2	1.2	1	0.9	1	1.8
親会社との制度統一	48	28.9	14	12.8	34	<b>59.6</b>
選択する監査制度の機能	58	34.9	45	41.3	13	22.8
社外取締役の確保	56	33.7	51	46.8	5	8.8
その他	12	7.2	9	8.3	3	5.3

\* 上場会社 109 社、非上場会社 57 社、計 166 社が複数回答。

- ・ 監査制度の選択について明確な結論を出していない会社においても、経営の効率化と取締役会の改革を意識している。制度選択において、投資家及び株主の理解を重視する会社はそれほど多くはなかった。

< 質問5 >

監査制度を充実させていく要件について質問します。監査役制度及び監査委員会制度において、より監査機能を高めるためには今後どのようなことが必要になってくるか、あなたの考えをご記入下さい(複数回答可)

= 委員会等設置会社の監査機能を高めるポイント =

ポイント	合計		上場合計		非上場合計	
	回答	%	回答	%	回答	%
内部統制機構の整備と連携強化	444	<b>37.2</b>	291	<b>38.0</b>	153	<b>35.7</b>
会計監査人との連携強化と会計監査人独立性強化	206	17.3	144	18.8	62	14.5
社外監査委員の人選と機能強化	276	23.1	182	23.8	94	22.0
監査委員会メンバーに常勤者を選任	333	<b>27.9</b>	214	27.9	119	27.8
監査委員会スタッフ等のサポート体制充実	308	<b>25.8</b>	199	26.0	109	25.5
経営者からの積極的協力と社内外への宣言	216	18.1	135	17.6	81	18.9
その他	36	3.0	21	2.7	15	3.5

\* 上記%は、1194社に占める回答数の%を示す。

= 監査役設置会社の監査機能を高めるポイント =

ポイント	合計		上場合計		非上場合計	
	回答	%	回答	%	回答	%
内部統制機構の整備と連携強化	891	<b>74.6</b>	596	<b>77.8</b>	295	<b>68.9</b>
会計監査人との連携強化と会計監査人独立性強化	618	51.8	466	60.8	152	35.5
社外監査役の人選と機能強化	405	33.9	297	38.8	108	25.2
社内監査役の人選(経歴レベルアップ)	322	27.0	222	29.0	100	23.4
監査役(会)スタッフ等のサポート体制充実	470	39.4	303	39.6	167	39.0
経営者からの積極的協力と社内外への宣言	643	53.9	402	52.5	241	56.3
その他	106	8.9	66	8.6	40	9.3

\* 上記%は、1194社に占める回答数の%を示す。

- ・ 監査委員会及び監査役制度を採用するいずれの会社も、「内部統制機構の整備と連携強化」を重視している。会計監査人との連携についても注目度は共に高いが、監査委員会制度を採用する会社は、法定化されていない社外取締役の常勤制やスタッフのサポート体制充実を監査機能を高めるポイントとしてあげている。

< 質問6 >

「企業統治に関する商法等改正法」施行を受けて、あなたの会社では取締役・監査役の責任軽減の為に定款変更を行いましたか？また行う予定はありますか？

	合計		上場合計		非上場合計	
	社数	%	社数	%	社数	%
変更した	104(116)	8.8	79(89)	10.5	25(27)	5.9
直近の総会で変更予定	44	3.7	36	4.8	8	1.9
直近の総会では変更しないが、今後変更を検討する	175	14.9	116	15.4	59	13.9
変更しない	682(514)	57.9	422(346)	56.0	260(168)	61.3
わからない	173(446)	14.7	101(301)	13.4	72(145)	17.0
合計	1178社	100.0	754社	100.0	424社	100.0

\* 括弧内は前年調査の会社数(計1076社分)

- ・「変更した」と「直近総会での変更予定」とを合すると12.5%であるが今後変更をよていするが14.9%あり、制度が徐々に浸透していることが覗える。
- ・昨年の調査では約4割の回答会社が、「わからない」と意思決定を留保していた。今年の調査では、約6割の回答会社が定款変更を行わないという判断を下し、意思決定を留保している会社が大幅に減った。

< 質問7 >

「企業統治に関する商法等改正法」により監査役の権限が強化されています。実際に行使した権限についてご記入ください(複数回答可)

行使した権限	合計		上場会社		非上場会社	
	社数	%	社数	%	社数	%
監査役を選任に関する提案請求権	71	5.9	53	6.9	18	4.2
監査役を選任に関する議題提案権	64	5.4	40	5.2	24	5.6
社外監査役増員	132	11.1	111	14.5	21	4.9
同意権を背景に(不同意により)監査役会の意見を通した	85	7.1	60	7.8	25	5.8
監査役辞任に関する意見陳述権	9	0.8	7	0.9	2	0.5

\* 回答対象会社は上場会社766社、非上場会社428社、合計1194社であり、上記の%はこれらの数字に占める回答者数

- ・同意権を背景に(不同意により)監査役会の意見を通した会社が上場会社において7.8%あった。この数字を高いと見るか低いと見るかは1つの議論となりうるが、提案請求権、議題提案権等強化された監査役人事に関する権利を着実に行使していることが伺われる。

以上